

沖縄県公安委員会告示第221号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第34条第2項の規定による飲食店営業の停止に関する行政処分について、公開による聴聞を行うので、同法第41条第2項の規定に基づき、公示する。

令和7年11月18日

沖縄県公安委員会



- 1 聴聞の期日
令和7年11月25日（火）午後3時00分
- 2 聴聞の場所
沖縄県沖縄警察署 2階 会議室202
- 3 事案番号
法第41条第2項に基づく聴聞第7号